

京都市コミュニティセンター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成21年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第167号

京都市コミュニティセンター条例施行規則の一部を改正する規則

京都市コミュニティセンター条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

(開所時間及び休所日)

第1条 福祉センター以外の施設の開所時間は、別表のとおりとする。

2 京都市コミュニティセンター条例(以下「条例」という。)別表第3に規定する別に定める日は、土曜日(資料展示施設にあっては、月曜日)とする。

第3条本文中「初日から」の右に「使用しようとする日の7日前まで」を加える。

別表を次のように改める。

別表(第1条関係)

区 分	開 所 時 間
京都市楽只鷹峯コミュニティセンター、京都市岡崎コミュニティセンター、京都市中唐戸コミュニティセンター、京都市山ノ本コミュニティセンター及び京都市上花田コミュニティセンター	午前9時から午後5時まで
京都市楽只コミュニティセンター(資料展示施設を除く。)、京都市錦林コミュニティセンター、京都市養正コミュニティセンター、京都市壬生コミュニティセンター、京都市三条コミュニティセンター、京都市崇仁コミュニティセンター(資料展示施設を除く。)、京都市吉祥院コミュニティセンター、京都市久世コミュニティセンター、京都市辰巳コミュニティセンター及び京都市改進黨コミュニティセンター(運動広場を除く。)の福祉センター以外の施設	午前9時から午後9時まで。ただし、当該施設を使用するものがないときは、午前9時から午後5時まで
運 動 広 場	午前9時から午後5時まで
資 料 展 示 施 設	午前10時から午後4時30分まで

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(文化市民局市民生活部人権文化推進課)